令和５年２月６日

令和５年度松阪市一般会計当初予算

番号	8
事業名	コミュニティセンター推進事業
予算額（主な支出）	①コミュニティセンター管理運営事業費（徳和地区コミュニティセンター） 13,866 千円（指定管理料　12,680 千円） ②指定管理者選定委員会事業費（モデル地区選定）　182 千円
特定財源	なし
事業の概要	地区市民センターや地区公民館などの公共施設を地域が自ら管理運営し、地域の活動拠点として活用するコミュニティセンターづくりを推進しており、令和５年４月１日から指定管理者制度を活用した徳和地区コミュニティセンターが徳和住民自治協議会の活動拠点となり、協議会自ら管理運営を行う。 なお、令和５年度から７年度までにコミュニティセンターに移行する施設はモデル施設となり、今後のコミュニティセンターづくりのために検証を行う。 また、令和６年度に地区市民センターおよび地区公民館の２施設をコミュニティセンター化し、その施設を管理運営する指定管理者を選定する。
事業の背景など	松阪市地域づくり組織条例の制定に伴い、令和３年４月に地域組織が住民自治協議会に一本化され、令和４年度に松阪市コミュニティセンター条例が制定された。また、地区市民センターや地区公民館などの公共施設をコミュニティセンター化し、より地域が使いやすく地域の活動拠点として活用できる施設としていく方向性が示されている。 コミュニティセンターは、超高齢化や人口減少が進む社会の中で、指定管理者制度を活用するなど、住民自治協議会が中心となって管理運営するとともに、協働のまちづくりや地域課題の解決に取り組むための活動拠点としていくことを目指している。
目的・効果など	地域の実情に応じて休館日や利用時間、利用方法などを定めることができ、より地域が使いやすい施設となることで施設の有効活用を図ることができる。 また、住民自治協議会が地域課題の解決活動を行うための拠点として活用できることから、行政との協働によるまちづくりや課題解決活動の充実につながり、地域の活性化などが期待できる。
事業スケジュール	①R5.8～R5.12　モデル地区実施検証検討会（仮称）【5 回予定】 ②R5.4～　民間委託等検討委員会 R5.7～R5.10　松阪市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会【4 回予定】
添付資料	なし
備考	なし
担当課	企画振興部　地域づくり連携課　電話 53-4399